

3. 浅海域の保全等

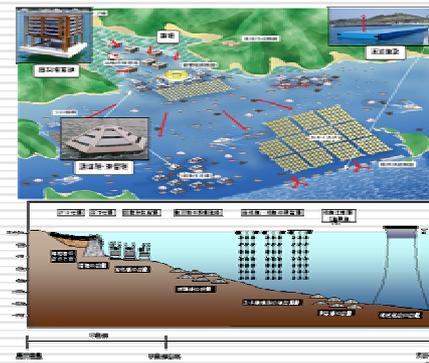
(1) 藻場及び干潟等の保全等

港湾における干潟・藻場等の再生事業の取り組み(国土交通省)



瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業

水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取り組み(水産庁)



瀬戸内海関係地域での実施事例(岡山県東備地区)

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

3. 浅海域の保全等

(1) 藻場及び干潟等の保全等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について(環境省)

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、鳥獣保護法とする)第28条1項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域を指定。

鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域については、鳥獣保護法第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区として指定することができる。

保護水面制度について(水産庁)

保護水面は、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定。

瀬戸内海では、32の保護水面が指定されている。

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会